

巡回ワゴン実証運行事業者の選定について（協議）

1 巡回ワゴン実証運行選定事業者

北斗市飯生1丁目10番10号

株式会社新星ハイヤー

代表取締役 鏡谷 朝詩

2 実証運行期間

令和3年10月1日から令和4年9月30日まで（予定）

3 選定する理由

10月から巡回ワゴンの実証運行を開始するに当たり、その運行は、現時点で一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有している事業者に行わせる必要がある。

株式会社新星ハイヤーは、市内で唯一当該許可を有している事業者であるほか、実証運行に必要となる人員、車両及び経験を有している。

また、北斗市地域公共交通活性化協議会設立時から委員として参画しており、令和3年3月策定の北斗市地域公共交通計画の内容及び同計画に基づく巡回ワゴン運行の目的・内容を十分に理解している。

以上が株式会社新星ハイヤーを巡回ワゴン実証運行事業者として選定する理由である。